

令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果等について

I 令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について

1 県立学校における体罰調査

学校における体罰根絶に向けた取組の一環として、令和5年12月に「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」を実施した。

調査の目的

- 県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努める。
- 各学校において、教職員間の体罰に関する認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進する。

(1) 調査対象等

- ア 調査対象者は、高等学校 135 校、中等教育学校 2 校、特別支援学校 29 校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等(外部指導者を含む)
- イ 調査対象人数は、児童・生徒が約 119,700 人、教職員等が約 15,900 人
- ウ 対象となる体罰は、学校生活全般における教職員等による体罰

(2) 調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 調査方法

- ア 児童・生徒及び保護者は、パソコン、スマートフォン等から回答するか、学校で配付する回答用紙を県教育委員会に郵送(学校名、課程、学年を原則として回答(無記名回答は可))
- イ 教職員等は、回答用紙に記名の上で校長に提出

(4) 調査の結果

調査によって把握した体罰事案は1件(高等学校)であった。

概要

- 当該教諭は、授業内で小テストを実施中、横を向いていた生徒を注意する際、生徒の頭部を右手に持った教務手帳で1回叩いた。当該生徒に負傷はなかった。

2 市町村立学校における体罰調査

政令3市を除く県内のすべての市町村教育委員会が、県の実施要項を参考に、各々の方法により体罰の実態把握調査を実施した。

(1) 調査対象等

- ア 調査対象者は、小学校 327 校、中学校 175 校、高等学校 1 校、特別支援学校 3 校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等
- イ 調査対象人数は、児童・生徒が約 226,800 人、教職員等が約 18,100 人
- ウ 対象となる体罰は、学校生活全般における教職員等による体罰

(2) 調査対象期間

令和5年4月1日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日まで

(3) 調査の結果

調査によって把握した体罰事案はなかった。(0件)

II 令和5年度の体罰事案の状況

令和5年度の体罰事案は、前述の体罰調査によって把握した事案（県立学校1件）を加え、13件（県立学校6件 + 市町村立学校7件）であった。

1 県立学校

校種 場面	5年度				(参考)	
	高等学校	中等教育	特別支援	合計	4年度	3年度
授業中	1 (1)	0	0	1 (1)	1	4 (2)
部活動中	3	0	0	3	1	1
特別活動中 (部活動以外)	1	0	0	1	1 (1)	0
その他 (昼休み・放課後等)	1	0	0	1	1	0
合計	6 (1)	0	0	6 (1)	4 (1)	5 (2)

※ ()数字は体罰調査で把握した件数(内数)

※ 令和5年度の部活動中3件について、「令和4年度以前に発生し、令和5年度に体罰と認定した事案」2件を含む。

2 市町村立学校

校種 場面	5年度				(参考)	
	小学校	中学校	高等学校 特別支援	合計	4年度	3年度
授業中	1	1	0	2	2	1
部活動中	0	2	0	2	0	2
特別活動中 (部活動以外)	0	0	0	0	0	1
その他 (昼休み・放課後等)	0	3	0	3	1	0
合計	1	6	0	7	3	4

3 総合計（県立学校＋市町村立学校）

年度 場面	5年度	(参考)			
		4年度	3年度	2年度	元年度
授業中	3 (1)	3	5 (2)	5	6 (4)
部活動中	5	1	3	4 (2)	0
特別活動中 (部活動以外)	1	1 (1)	1	0	1 (1)
その他 (昼休み・放課後等)	4	2	0	4	2
合計	13 (1)	7 (1)	9 (2)	13 (2)	9 (5)

※ ()数字は体罰調査で把握した件数(内数)

Ⅲ 総括

1 県立学校

- 部活動中における体罰は前年度の1件から3件に増加した。また、授業中における体罰、特別活動中における体罰、その他（昼休み・放課後等）における体罰は、いずれも前年度と同じ1件であった。
- 調査によって把握した体罰は1件（高等学校）であり、授業内で小テストを実施中、当該教諭が横を向いていた生徒を注意する際、指導の気持ちが強まり、感情的になって生徒の頭部を教務手帳で叩いたという事案であった。

2 市町村立学校

- 部活動中における体罰は前年度の0件から2件に、その他（昼休み・放課後等）における体罰は1件から3件に増加した。また、授業中における体罰は前年度と同じ2件、特別活動中における体罰は前年度と同じ0件であった。

Ⅳ 今後の対応

令和5年度の体罰事案は13件となり、今後も体罰の根絶に向けて、継続的に取組を進める必要がある。

各学校では、生徒指導や部活動において、次のとおり、体罰を認めない学校風土づくりに努める。

1 体罰の未然防止のための環境整備

- (1) 複数の教職員間で相互チェックが働く体制の整備
- (2) 管理職による校内の定期的な巡視
- (3) 児童・生徒へ校内における相談窓口の周知

2 体罰防止リーフレットの活用の促進

「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用する。

3 人権教育研修を実施

児童・生徒の人権を尊重した指導及び教職員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施する。

4 部活動指導等における体罰の防止

児童・生徒に対する体罰を根絶するという考えのもと、学校における不祥事防止研修などの各種研修等の場を活用し、体罰の防止に係る教職員の意識啓発を図る。

また、部活動インストラクター等の外部人材による体罰を防止するため、生徒と接触のある外部人材等に対して、生徒対応における留意事項の定期的な周知を行う。

5 体罰の根絶に向けた教育局と学校現場の連携

教育局と学校現場が緊密に連携し、体罰及びその疑いがあった場合には、校長等に対し、電話による確認や相談を実施し、必要に応じて訪問指導等を行う。